

## 傷害見舞金制度『みらい』ご利用にあたって

※都道府県・指定都市・中核市に地域活動連絡協議会が結成されていない地域の単位クラブは、全国地域活動連絡協議会（以下、全地協）の会員（準会員）になっていただく必要があります。  
準会員年会費（1クラブにつき1,000円）を納めていただくことにより、準会員として登録されます。

### 1. 入会申込手続き

申込方法・締切日：締切 2025年5月10日（土）

全地協事務局へ入会申込書・会費（傷害見舞金制度維持会費・準会員会費）必着

2025年5月20日より1年間

添付の「入会申込書」に必要事項をご記入、ご捺印の上、全地協事務局までお送りください。

会費のお振込みは同封の専用払込取扱票をご使用ください。

<書類の送付先・会費振込先>

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-12-15 日本薬学会ビル7F  
全国地域活動連絡協議会事務局

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 郵便<br>口座 | 00140-6-110179<br>全国地域活動連絡協議会 |
|----------|-------------------------------|

注1) 単位クラブ内での一部入会はできませんので、必ず会員、児童の全人数分でご登録ください。

注2) ご入会時に会員名簿（含む児童）の添付は不要ですが、事故が発生した際に、会員名簿（含む児童）をご提出いただきます。必ず単位クラブ毎に会員名簿（含む児童）を備え付けてください。

注3) 会費のお振込みにかかる料金についてはご負担願います。

注4) 都道府県・指定都市・中核市で地域活動連絡協議会が結成されている地協内の単位クラブは単独入会はできません。

※全地協事務局へ5月10日までに「入会申込書」・「会費」が未着の場合、中途入会扱いとなりますので、充分ご注意ください。

### 2. 単位クラブの中途入会

申込方法・締切日：毎月10日を締切としてご入会できます。

（申込方法は「1.入会申込手続き」と同様となります）

「入会申込書」・「会費」が全地協事務局に到着（毎月10日締切）の後、当月20日から2026年5月20日までの1年未満の適用期間となります。

※締切日を過ぎた場合は翌月入会分として手続きいたしますので、ご了承ください。

### 3. 登録内容変更

#### ①会員・児童が増員した場合

添付の「登録内容変更届出書」および「会費（※登録内容変更の際は準会員会費は不要です。）」が全地協事務局に到着（毎月10日締切）の後、当月20日付で変更となります。

中途増員分の会費をお振込みいただきます。（お振込みは郵便局の払込取扱票をご利用ください。）

※締切日を過ぎた場合は翌月変更分として手続きいたしますので、ご了承ください。

#### ②その他

住所、代表者等に内容の変更が生じた場合は、「登録内容変更届出書」により全地協事務局までご連絡ください。

お問い合わせ・資料請求先

**全国地域活動連絡協議会事務局**

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-12-15 日本薬学会ビル7F  
TEL. 03-3797-8183 FAX. 03-3486-5142